

陳述書

- 1 千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
- 3 千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金
- 4 千葉県各種商品小売業最低賃金
千葉県百貨店，総合スーパー最低賃金

2023年度「千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」

必要性審議における意見陳述書について

【千葉県内の電機中小零細企業の賃金水準の実態と推移について】

令和4年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）結果によると、千葉県内 電機中小零細企業の賃金水準は以下の通りとなります。もっとも低位な女性21.9歳の時間額は**1,203円**であり、電機特定最賃**1013円**を**+190円**上回っている実態にあります。また、男性23.1歳の時間額は**1,631円**で電機特定最賃を**+618円**と大幅に上回っています。

社会のデジタル化・脱炭素化に対する期待が高まると予想されており、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）などの急速な発展を受け、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが必要であります。

令和4年 賃金構造基本統計調査：1, 203円【企業規模100～999人のもっとも低位な賃金】

- ※参考：電機企業内最低賃金 : 1, 096円【+107円】支給実態が上回っている。
- ※参考：特定最低賃金 : 1, 013円【+190円】支給実態が上回っている。
- ※参考：地域別最低賃金 : 984円【+219円】支給実態が上回っている。

表頭分割	01					
都道府県	千葉					
産業	E29電気機械器具製造業					
企業規模						
区分	10～99人		100～999人		1,000人以上	
	歳	時間額	歳	時間額	歳	時間額
男	50.6	1,791	43.6	2,330	47.1	3,024
～19歳	19.5	968	-	-	-	-
20～24歳	-	-	23.1	1,631	23.5	1,646
25～29歳	-	-	27.3	2,021	27.5	2,202
30～34歳	31.5	1,455	32.5	2,107	32.8	2,271
35～39歳	36.3	1,417	37.8	2,316	38.8	2,949
40～44歳	40.9	1,592	42.8	1,709	41.5	3,464
45～49歳	48.8	1,948	47.8	3,097	48.2	2,876
50～54歳	52.2	1,905	52.8	2,963	52.9	3,982
55～59歳	55.5	2,319	57.5	2,589	57.5	3,325
60～64歳	62.0	1,506	62.0	1,701	61.8	2,355
65～69歳	67.1	2,393	67.5	1,574	-	-
70歳～	70.5	1,087	-	-	-	-
女	56.2	1,205	46.5	1,644	41.2	2,085
～19歳	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	21.9	1,203	-	-
25～29歳	-	-	25.5	1,772	29.0	1,871
30～34歳	-	-	-	-	-	-
35～39歳	-	-	36.4	1,355	-	-
40～44歳	-	-	41.5	2,120	-	-
45～49歳	-	-	47.3	1,965	-	-
50～54歳	53.3	1,283	52.2	1,287	51.5	2,877
55～59歳	-	-	58.0	1,751	-	-
60～64歳	-	-	60.5	1,045	60.5	1,467
65～69歳	65.5	978	-	-	-	-
70歳～	-	-	-	-	-	-

千葉県特定最低賃金（発効日：令和4年12月25日）
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
981円⇒1,013円(+32円)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
年齢	23.2	23.4	20.5	19.5	23.1
時間額	1,403	1,588	973	1,310	1,631
増減	-	185.1	-615.0	337	321

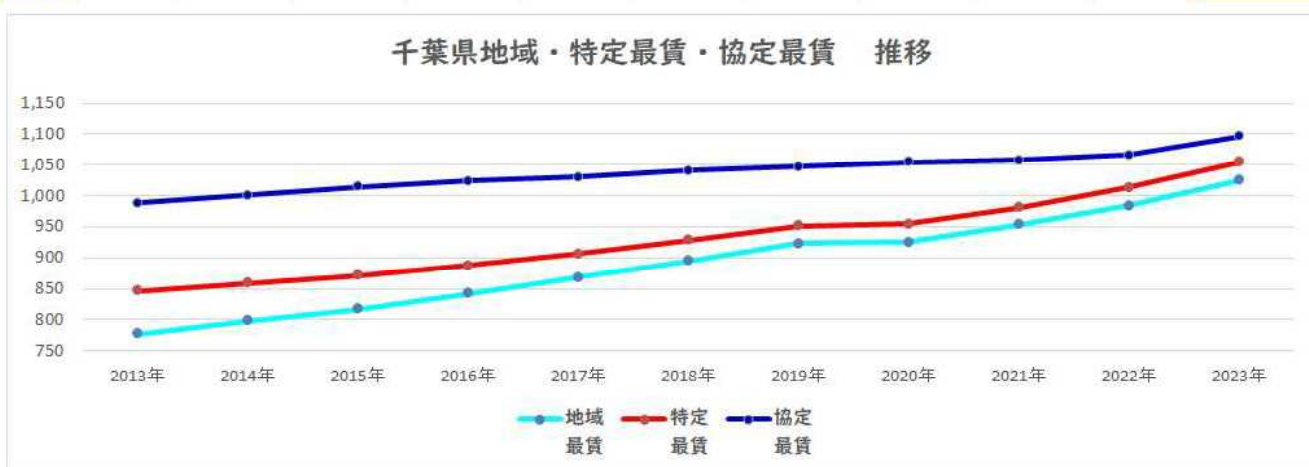
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
年齢	24.5	21.5	18.5	18.5	21.9
時間額	1,004	1,122	1,004	1,030	1,203
増減	-	118	-118	26	173

【電機産業で働く安心、電機産業全体の健全かつ持続的な成長に向けて】

- ◎電機連合では2023年闘争において、賃金水準の引き上げはもちろんのこと、必要生計費の保障や電機産業の魅力を高める観点などから「産業別最低賃金」の水準引き上げに積極的に取り組んでいます。
- ◎産業別最低賃金を、企業内最低賃金として協定化することで企業内のセーフティネットとなり、ひいては電機産業の「特定最低賃金」の改正根拠となります。
- ◎特定最低賃金は、電機産業で働く労働者の賃金の底上げに加え、事業の公正競争確保を通じ、サプライチェーン全体の健全かつ持続的な成長を促す重要な役割を担っています。

千葉県地域・特定最賃・協定最賃 推移

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
地域最賃	777	798	817	842	868	895	923	925	953	984	1,025
特定最賃	846	859	872	887	906	928	951	954	981	1,013	1,054
協定最賃	988	1,001	1,014	1,024	1,030	1,041	1,047	1,054	1,057	1,066	1,096



千葉県地域・協定最賃 推移

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
地域最賃	777	798	817	842	868	895	923	925	953	984	1,025
協定最賃	988	1,001	1,014	1,024	1,030	1,041	1,047	1,054	1,057	1,066	1,096
差額	211	203	197	182	162	146	124	129	104	82	71



特定最低賃金は、千葉県内すべての労働者に適用される地域別最低賃金とは異なり、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金であり、千葉県内の電機中小零細企業の賃金実態と電機産業の魅力を高める「産業別最低賃金」の水準引き上げの取り組みを踏まえ、慎重なご審議を何卒宜しくお願い致します。

千葉県特定最低賃金

「はん用機械器具・生産用機械器具製造業」必要性審議における意見陳述書

はん用機械・生産用機械器具製造業は、一般産業用機械、金属加工機械から農業・建設・繊維、軸受、包装・梱包機、さらには「その他の機械、機械器具・部分品」など様々な分野の機械・器具製造業が含まれています。製品をつくるための機械を製造したり、その部品を製造したりするなど、ものづくり製造業を支える基盤的産業・業種です。

日本のものづくりの土台であるはん用機械製造業で働く労働者の最低額が、どんな仕事、どんな産業に働く労働者とも同じ最低額、つまり地域別最低賃金と同額で構わない、ということによって、産業内の公正競争確保や魅力ある産業に向けての将来性に対する危機感を持つことは不思議ではないと考えます。

地域別最低賃金よりも、少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて、金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申出しているということ、ぜひ尊重していただく、意見陳述を申し出るしだいです。

記

1. JAM景況調査から、コロナ禍から回復基調にある中、労働力不足の問題が顕在化しており今後も続くことが推測されます。製造業においても雇用のひっ迫は続いており、中長期的な事業と産業の維持・発展に向けて、産業間の賃金格差の是正・魅力ある産業の維持と人材不足の解消が必要です。労働者にとって最も関心が高いのは賃金の安定と水準の高さです。中小企業の経営状況の厳しさは、別途支援策を講じることが適当であり、当該産業の労働者による申出である賃金面に関する課題は、産業別最低賃金として必要性をご理解いただきたいと考えます。
2. 特定最低賃金「はん用機械器具・生産用機械器具製造業」の申出労組の2023年賃上げ額は、10,847円(3.56%)と高水準になっています。
3. 特定最低賃金「はん用機械器具・生産用機械器具製造業」の申出労組の最低賃金額は、千葉県最低賃金984円を46円以上、上回る水準となっています。

申出労組の最低賃金時間額の分布								
984円未満	984～1029円	1030～1039円	1040～1049円	1050～1059円	1060～1069円	1070～1079円	1080～1109円	1110円以上
0	0	2 労組	4 労組	0	0	2 労組	0	14 労組

4. 2023年最低賃金に関する基礎調査(千葉県労働局)によると、一般機械器具製造業関係労働者の時間当平均1,728円となっています。最も勤続年数が少ない18～19歳では、時間当1,000円3人、1,015円4人、1,026円2人、1,040～1,049円6人、1,100円以上17人で、時間当平均は1,090円となっています。

984円未満	984～1029円	1030～1039円	1040～1049円	1050～1059円	1060～1069円	1070～1079円	1080～1199円	1200円以上
78人	215人	106人	18人	27人	25人	24人	497人	6492人

5. 令和4年賃金構造基本統計調査結果によると、千葉県内はんよう機械器具製造業の賃金水準は、もっとも低位な時間額は1,090円、生産用機械器具製造業の水準は1,062円であり、千葉県地域最賃984円を上回っている実態にあります。

表頭分割		01															
都道府県		千葉															
産業		E 2 5 はん用機械器具製造業															
区分	企業規模計 (10人以上)				1,000人以上				100~999人				10~99人				
	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	
	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	
男	44.7	173	356.3	2059.5	-	-	-	-	44.0	169	378.9	2242.0	44.9	174	349.5	2008.6	
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20～24歳	22.6	168	198.1	1179.2	-	-	-	-	22.5	180	196.3	1090.6	22.7	164	198.8	1212.2	
25～29歳	27.4	180	242.9	1349.4	-	-	-	-	27.8	189	241.4	1277.2	27.3	178	243.2	1366.3	
30～34歳	32.9	183	282.1	1541.5	-	-	-	-	33.0	165	294.4	1784.2	32.9	190	277.5	1460.5	
35～39歳	37.4	173	318.6	1841.6	-	-	-	-	38.8	162	387.8	2393.8	37.0	177	299.1	1689.8	
40～44歳	42.3	172	358.2	2082.6	-	-	-	-	42.1	172	366.8	2132.6	42.3	172	354.2	2059.3	
45～49歳	47.3	171	403.0	2356.7	-	-	-	-	47.2	175	368.4	2105.1	47.3	170	409.5	2408.8	
50～54歳	52.7	176	493.0	2801.1	-	-	-	-	52.0	164	684.9	4176.2	52.8	178	457.7	2571.3	
55～59歳	57.6	169	483.7	2862.1	-	-	-	-	57.8	157	425.7	2711.5	57.6	173	504.1	2913.9	
60～64歳	62.6	167	379.1	2270.1	-	-	-	-	62.0	168	479.9	2856.5	62.9	166	326.5	1966.9	
65～69歳	67.4	168	372.4	2216.7	-	-	-	-	67.3	159	368.2	2315.7	67.5	173	374.6	2165.3	
70歳～	78.3	160	296.5	1853.1	-	-	-	-	-	-	-	-	78.3	160	296.5	1853.1	
女	48.1	167	294.2	1761.7	-	-	-	-	49.7	163	312.6	1917.8	47.7	168	289.4	1722.6	
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20～24歳	22.5	168	160.1	953.0	-	-	-	-	-	-	-	-	22.5	168	160.1	953.0	
25～29歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30～34歳	33.4	190	301.7	1587.9	-	-	-	-	-	-	-	-	33.4	190	301.7	1587.9	
35～39歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40～44歳	42.8	163	302.3	1854.6	-	-	-	-	-	-	-	-	42.8	163	302.3	1854.6	
45～49歳	47.8	166	275.3	1658.4	-	-	-	-	47.2	161	281.8	1750.3	48.5	172	267.9	1557.6	
50～54歳	51.2	163	332.6	2040.5	-	-	-	-	51.5	160	469.6	2935.0	51.1	164	297.7	1815.2	
55～59歳	57.7	170	266.4	1567.1	-	-	-	-	57.5	176	225.7	1282.4	57.8	169	276.1	1633.7	
60～64歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
65～69歳	69.5	158	375.7	2377.8	-	-	-	-	-	-	-	-	69.5	158	375.7	2377.8	
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表頭分割		01															
都道府県		千葉															
産業		E 2 6 生産用機械器具製造業															
区分	企業規模計 (10人以上)				1,000人以上				100~999人				10~99人				
	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	
	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	
男	43.5	165	347.1	2103.6	-	-	-	-	42.4	163	371.3	2277.9	46.0	170	290.1	1706.5	
～19歳	19.5	158	195.7	1238.6	-	-	-	-	19.5	158	195.7	1238.6	-	-	-	-	
20～24歳	23.5	164	226.4	1380.5	-	-	-	-	23.5	162	224.9	1388.3	23.5	192	250.0	1302.1	
25～29歳	27.7	165	242.9	1472.1	-	-	-	-	27.2	165	260.1	1576.4	28.5	164	214.6	1308.5	
30～34歳	32.5	168	286.9	1707.7	-	-	-	-	32.2	165	290.9	1763.0	33.7	176	274.7	1560.8	
35～39歳	37.3	165	344.3	2086.7	-	-	-	-	37.3	164	363.3	2215.2	37.1	170	246.1	1447.6	
40～44歳	42.2	166	383.4	2309.6	-	-	-	-	42.0	165	409.1	2479.4	42.8	168	296.4	1764.3	
45～49歳	47.9	165	378.8	2295.8	-	-	-	-	48.1	160	446.2	2788.8	47.8	171	290.5	1698.8	
50～54歳	52.1	165	406.5	2463.6	-	-	-	-	52.1	162	448.2	2766.7	52.2	172	323.4	1880.2	
55～59歳	57.6	165	410.2	2486.1	-	-	-	-	57.7	162	463.3	2859.9	57.5	170	325.2	1912.9	
60～64歳	62.5	166	307.3	1851.2	-	-	-	-	62.2	165	295.4	1790.3	64.5	177	400.0	2259.9	
65～69歳	67.5	172	319.0	1854.7	-	-	-	-	-	-	-	-	67.5	172	319.0	1854.7	
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
女	45.0	158	279.4	1768.4	-	-	-	-	45.3	158	295.9	1872.8	44.2	159	239.4	1505.7	
～19歳	19.5	158	207.7	1314.6	-	-	-	-	19.5	158	207.7	1314.6	-	-	-	-	
20～24歳	21.2	159	201.7	1268.6	-	-	-	-	20.5	176	187.0	1062.5	21.5	152	208.3	1370.4	
25～29歳	27.5	180	232.4	1291.1	-	-	-	-	27.5	180	232.4	1291.1	-	-	-	-	
30～34歳	33.0	154	241.1	1565.6	-	-	-	-	33.0	154	241.1	1565.6	-	-	-	-	
35～39歳	37.5	165	286.3	1735.2	-	-	-	-	38.0	164	319.4	1947.6	37.2	165	258.5	1566.7	
40～44歳	42.4	164	259.1	1579.9	-	-	-	-	42.4	161	271.3	1685.1	42.5	176	206.5	1173.3	
45～49歳	47.1	159	264.5	1663.5	-	-	-	-	47.9	162	288.0	1777.8	45.5	152	214.9	1413.8	
50～54歳	52.0	154	339.6	2205.2	-	-	-	-	52.0	153	373.3	2439.9	52.0	156	262.4	1682.1	
55～59歳	57.0	158	216.4	1369.6	-	-	-	-	57.1	158	219.6	1389.9	56.5	158	204.8	1296.2	
60～64歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
65～69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

6. 令和5年度「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」では、はん用・生産用機械器具製造業に関連する職種を見ると、1,150円を超える額となっており、千葉県最低賃金984円を大きく上回る実態にあります。

	基準値 0年	基準値0年に 地域指数 105.7(千葉) を乗じた額	基準値に能力・経験調整指数を乗じた額					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
073 機械開発技術者	1,237	1,308	1,437	1,554	1,597	1,708	1,870	2,368
083 機械製造技術者	1,190	1,258	1,383	1,495	1,536	1,643	1,799	2,278
271 生産現場事務員	1,146	1,211	1,332	1,439	1,479	1,583	1,733	2,193
344 機械器具販売営業員	1,204	1,273	1,399	1,512	1,554	1,663	1,820	2,304
511 一般機械器具組立設備	1,110	1,173	1,290	1,394	1,433	1,533	1,678	2,125
527 汎用金属工作機械工	1,088	1,150	1,264	1,367	1,405	1,503	1,645	2,082
571 一般機械器具組立工	1,131	1,195	1,314	1,421	1,460	1,562	1,710	2,165
631 一般機械器具検査工	1,098	1,161	1,276	1,379	1,418	1,516	1,660	2,102

千葉県特定最低賃金

「精密機械器具製造業」必要性審議における意見陳述書

特定(産業別)最低賃金の申出労働者は、当該産業に働く労働者の観点から、あるべき水準確保による魅力的産業の育成と発展に向けて申出をしています。また、労働組合がある当該産業労使の自主的賃金交渉結果を未組織の産業労働者に補完し反映させて公正な賃金決定をするとともに、産業企業間の賃金コスト・ダンピング競争を防止して事業の公正競争に資することを目的に申出をしています。

地域別最低賃金よりも、少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて、金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申出しているということを、ぜひ尊重していただく、意見陳述を申し出るしだいです。

記

- 令和4年賃金構造基本統計調査結果によると、千葉県内業務用機械器具製造業の賃金水準は、もともと低位な時間額は10～99人規模の女性65～99歳で1,193円、その他の製造業で100～999人規模の女性45～49歳で1,012円となっており、千葉県地域最賃984円を上回っている実態にあります。

令和4年賃金構造基本統計調査

都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与其他特別給与額

表頭分割	01
都道府県	千葉
産業	E 2 7 業務用機械器具製造業

区 分	企業規模計 (10人以上)				1,000人以上				100～999人				10～99人			
	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額
	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円
男	43.6	171	411.5	2406.4	37.2	162	358.1	2210.5	44.7	171	371.2	2170.8	44.5	175	503.4	2876.6
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	23.0	175	223.1	1274.9	20.5	158	194.9	1233.5	23.4	174	229.9	1321.3	23.5	184	222.0	1206.5
25～29歳	27.9	173	262.2	1515.6	27.5	165	272.7	1652.7	28.0	175	260.1	1486.3	-	-	-	-
30～34歳	32.7	157	314.3	2001.9	32.7	149	305.8	2052.3	32.2	171	325.1	1901.2	34.5	160	323.5	2021.9
35～39歳	38.8	165	343.6	2082.4	38.0	158	373.0	2360.8	38.8	163	328.6	2016.0	39.0	171	345.4	2019.9
40～44歳	42.4	177	463.1	2616.4	43.5	180	466.8	2593.3	42.3	171	314.3	1838.0	42.2	180	554.4	3080.0
45～49歳	47.4	169	445.9	2638.5	-	-	-	-	47.7	168	388.2	2310.7	46.2	171	648.1	3790.1
50～54歳	52.3	179	385.2	2152.0	50.5	245	734.8	2999.2	53.0	176	387.8	2203.4	50.5	165	227.7	1380.0
55～59歳	57.7	176	671.3	3814.2	-	-	-	-	57.3	174	676.5	3887.9	58.1	177	666.4	3765.0
60～64歳	61.9	166	453.1	2729.5	63.5	138	295.7	2142.8	61.3	169	388.3	2297.6	62.5	176	739.7	4202.8
65～69歳	67.5	176	374.4	2127.3	-	-	-	-	67.5	176	374.4	2127.3	-	-	-	-
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女	46.5	158	312.0	1974.7	46.9	149	216.9	1455.7	47.5	170	285.1	1677.1	45.6	163	437.3	2682.8
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	23.5	144	228.0	1583.3	-	-	-	-	-	-	-	-	23.5	144	228.0	1583.3
25～29歳	27.7	157	238.7	1520.4	29.5	140	177.1	1265.0	26.5	168	281.1	1673.2	-	-	-	-
30～34歳	32.8	164	284.1	1732.3	32.8	146	215.5	1476.0	33.5	184	279.1	1516.8	32.5	172	359.7	2091.3
35～39歳	36.9	159	407.6	2563.5	37.3	148	169.1	1142.6	-	-	-	-	36.5	169	636.6	3766.9
40～44歳	42.4	158	305.4	1932.9	42.0	157	286.0	1821.7	43.5	160	359.0	2243.8	-	-	-	-
45～49歳	48.1	161	388.9	2415.5	48.5	145	176.9	1220.0	45.5	169	272.0	1609.5	48.2	167	498.0	2982.0
50～54歳	52.2	162	269.1	1661.1	51.5	150	325.3	2168.7	52.4	164	257.7	1571.3	-	-	-	-
55～59歳	56.6	158	331.9	2100.6	56.7	150	233.2	1554.7	56.5	176	268.3	1524.4	56.5	176	798.0	4534.1
60～64歳	62.5	158	233.3	1476.6	61.8	149	197.1	1322.8	64.5	184	333.2	1810.9	-	-	-	-
65～69歳	67.5	149	178.7	1199.3	-	-	-	-	-	-	-	-	67.5	149	178.7	1199.3
70歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表頭分割	01
都道府県	千葉
産業	E 3 2 その他の製造業

区 分	企業規模計 (10人以上)				1,000人以上				100～999人				10～99人			
	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額	年齢	所定内 実労働 時間数	所定内 給与額	時間額
	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円	歳	時間	千円	円
男	47.1	171	312.6	1828.1	-	-	-	-	45.0	166	284.2	1712.0	49.8	177	349.8	1976.3
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	22.4	178	191.4	1075.3	-	-	-	-	22.5	177	189.3	1069.5	21.5	184	205.0	1114.1
25～29歳	27.2	169	211.3	1250.3	-	-	-	-	27.3	167	211.6	1267.1	26.5	176	209.9	1192.6
30～34歳	32.8	170	243.3	1431.2	-	-	-	-	33.1	166	244.8	1474.7	32.1	180	239.2	1328.9
35～39歳	37.3	173	268.5	1552.0	-	-	-	-	38.3	174	225.9	1298.3	36.9	173	288.2	1665.9
40～44歳	42.4	171	297.2	1738.0	-	-	-	-	42.5	169	291.1	1722.5	42.2	173	310.2	1793.1
45～49歳	47.9	173	356.8	2062.4	-	-	-	-	47.8	171	273.6	1600.0	47.9	174	434.8	2498.9
50～54歳	52.9	170	389.3	2290.0	-	-	-	-	52.9	162	384.6	2374.1	52.8	180	394.7	2192.8
55～59歳	57.8	172	338.3	1966.9	-	-	-	-	57.6	161	324.9	2018.0	58.2	192	363.1	1891.1
60～64歳	61.8	159	275.2	1730.8	-	-	-	-	61.5	154	215.8	1401.3	62.5	170	395.4	2325.9
65～69歳	68.5	172	343.9	1999.4	-	-	-	-	-	-	-	-	68.5	172	343.9	1999.4
70歳～	76.3	171	246.3	1440.4	-	-	-	-	-	-	-	-	76.3	171	246.3	1440.4
女	50.6	167	228.6	1368.9	-	-	-	-	44.2	163	245.0	1503.1	54.2	169	219.5	1298.8
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	23.5	164	221.6	1351.2	-	-	-	-	23.5	164	221.6	1351.2	-	-	-	-
25～29歳	28.1	164	193.9	1182.3	-	-	-	-	28.5	160	192.0	1200.0	26.5	180	202.5	1125.0
30～34歳	31.6	177	221.5	1251.4	-	-	-	-	30.5	175	195.3	1116.0	32.5	178	241.9	1359.0
35～39歳	37.6	165	260.5	1578.8	-	-	-	-	38.5	164	251.1	1531.1	35.5	170	283.0	1664.7
40～44歳	42.3	172	240.5	1398.3	-	-	-	-	42.2	163	221.9	1361.3	42.3	179	255.8	1429.1
45～49歳	47.8	175	262.7	1501.1	-	-	-	-	48.5	174	176.2	1012.6	47.6	175	282.6	1614.9
50～54歳	52.6	163	209.9	1287.7	-	-	-	-	52.7	160	246.9	1543.1	52.6	165	191.4	1160.0
55～59歳	56.7	162	238.4	1471.6	-	-	-	-	56.1	165	317.7	1925.5	57.2	160	176.3	1101.9
60～64歳	62.5	167	237.7	1423.4	-	-	-	-	-	-	-	-	62.5	167	237.7	1423.4
65～69歳	67.4	170	191.0	1123.5	-	-	-	-	-	-	-	-	67.4	170	191.0	1123.5
70歳～	74.2	173	240.8	1391.9	-	-	-	-	-	-	-	-	74.2	173	240.8	1391.9

2. 2023年最低賃金に関する基礎調査(千葉県労働局)によると、精密機械器具製造業関係労働者の時間当平均1,643円となっています。

984円未満	984～999円	1000～1009円	1010～1019円	1020～1029円	1030～1039円	1040～1049円	1050～1099円	1100円以上
8人	17人	57人	12人	66人	17人	14人	102人	1461人

3. 派遣労働法では、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される労働者との均等均衡待遇の確保を求めています。令和5年度「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」に千葉県指数を乗じた額で、精密機械器具製造業に関連する職種を見ると1,050円を超える額となっており、千葉県最低賃金984円を上回る実態にあります。

	基準値 0年	基準値0年に地域指数 105.7(千葉) を乗じた額	基準値に能力・経験調整指数を乗じた額					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
073 機械開発技術者	1,237	1,308	1,437	1,554	1,597	1,708	1,870	2,368
083 機械製造技術者	1,190	1,258	1,383	1,495	1,536	1,643	1,799	2,278
271 生産現場事務員	1,146	1,211	1,332	1,439	1,479	1,583	1,733	2,193
344 機械器具販売営業員	1,194	1,262	1,365	1,479	1,538	1,606	1,804	2,252
586 計量計測機器組立工	1,088	1,150	1,264	1,367	1,405	1,503	1,645	2,082
587 光学機械器具組立工	996	1,053	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906
588 レンズ研磨工・加工工	1,008	1,065	1,171	1,266	1,301	1,392	1,524	1,929
605 計量計測機器修理工等	1,217	1,286	1,414	1,529	1,571	1,681	1,840	2,329
635 計量計測機器検査工等	1,092	1,154	1,269	1,372	1,410	1,508	1,651	2,090

以 上

2023年度「各種商品小売業」「百貨店・総合スーパー」
必要性審議における意見について

【千葉県内の小売業の賃金水準の実態について】

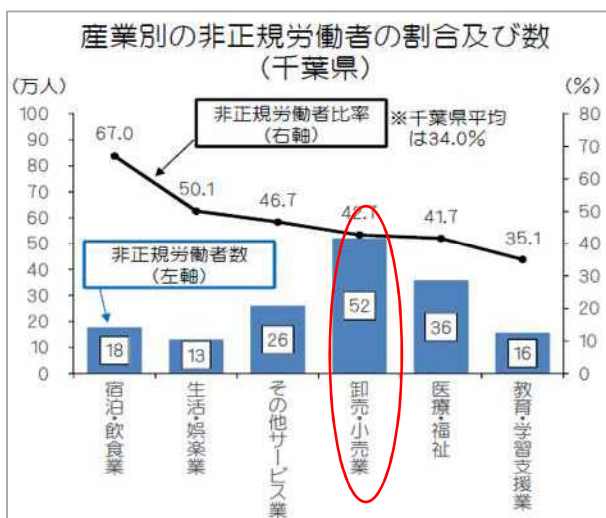
1. 令和2年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）結果によると、千葉県内卸売・小売業の賃金水準は以下の通りとなります。企業規模10～99人の女性の平均時間額は**1,009円**であり、各種商品小売特定最賃**923円**を**(+86円)**大きく上回っている実態にあります。

統計名： 千葉県賃金構造基本統計調査

表題： [令和2年以降] 短時間_都道府県DB

企業規模_基本	産業分類	男女計		男		女	
		平均年齢[歳]	1時間当所定内給与額[円]	平均年齢[歳]	1時間当所定内給与額[円]	平均年齢[歳]	1時間当所定内給与額[円]
企業規模計 (10人以上)	T1 産業計	45.3	1,391	42.8	1,557	46.3	1,325
	I 卸売業, 小売業	42.8	1,102	33.7	1,103	45.4	1,101
1,000人以上	T1 産業計	41.5	1,367	37.4	1,538	43.3	1,293
	I 卸売業, 小売業	42.1	1,119	32.2	1,096	44.8	1,126
100～999人	T1 産業計	53.5	1,462	55.2	1,647	52.8	1,382
	I 卸売業, 小売業	48.2	1,129	39.2	1,123	50.9	1,131
10～99人	T1 産業計	46.6	1,380	44.2	1,503	47.3	1,344
	I 卸売業, 小売業	41.1	1,034	33.7	1,110	43.5	1,009

2. 千葉県内の非正規労働者は卸売・小売業の総数が多いですが、平均賃金は産業計の平均を大きく下回っています。特定最低賃金は、各種商品小売業全体の持続的な成長に貢献すると共に、「産業全体の魅力を高め」「優秀な人材の確保」につながります。



「平成29年就業構造基本調査」

3. 平成 29 年に実施されていた就業構造基本調査（千葉県版）の結果によると、過去 5 年間の千葉県内卸売・小売業は転出超過となっており、今後も人材の流出が加速すれば、人材不足から店舗運営不能の事態を招き、千葉県民が社会生活を営むのに不可欠な社会インフラ、生活インフラ、食品インフラの役目を担えないばかりか、消費者にも大きな影響を及ぼすことになります。

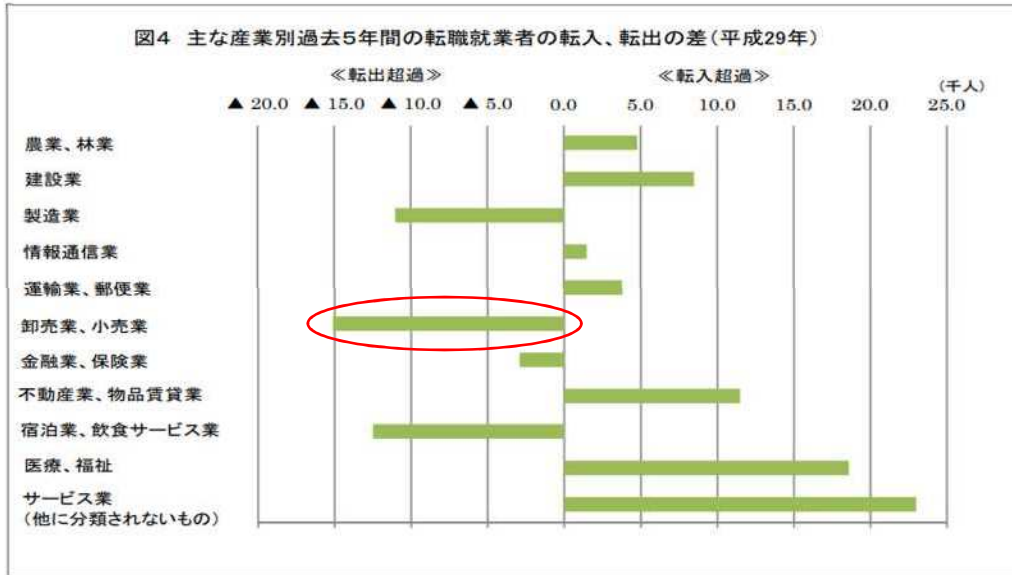


表9 主な産業別過去5年間の転職就業者の転入、転出の差(平成 29 年) (単位:千人)

産 業	転職就業者		差 (現職-前職)
	現職(転入)	前職(転出)	
農業、林業	8.4	3.6	4.8
建設業	36.2	27.7	8.5
製造業	53.7	64.7	▲11.0
情報通信業	30.3	28.8	1.5
運輸業、郵便業	56.1	52.3	3.8
卸売業、小売業	106.1	121.2	▲15.1
金融業、保険業	18.5	21.4	▲2.9
不動産業、物品賃貸業	21.4	9.9	11.5
宿泊業、飲食サービス業	43.7	56.2	▲12.5
医療、福祉	84.2	65.6	18.6
サービス業(他に分類されないもの)	66.7	43.7	23.0

また、「百貨店・総合スーパー」新設の申出にもあるように、千葉県内の百貨店・総合スーパーに従事する労働者15,908名中、10,156名が総合スーパーに従事し、労使による賃金協定によって最低時給1,035円の適用を受けながらも、他産業や他県への人材流出の危険にさらされている。この実態からも人材確保の底支えとして、「卸売・小売業」の必要性の再検討と、「百貨店・総合スーパー」に特化した、最低賃金の新設の検討をお願い致します。

以上